

【点呼簿別紙】

アルコール検知器(チェッカー)台帳 兼 日常点検記録簿

会社名:

営業所名:

貨物:貨物自動車運送事業輸送安全規則 20条8項
旅客:旅客自動車運送事業運輸規則 48条6項

方法	アルコール検知器の電源が確実に入ること(毎日確認すべき点検)	
	アルコール動作確認(毎日実施が望ましく、少なくとも最低週一回は実施すべき点検)	① 酒気を帯びていない者の呼気が反応しないこと
		② アルコールを含有した液体を使用し、アルコールを検知すること

月度

台帳	メーカー 機 種	管理 番号	機器タイプ	用途		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
			(ス) 据置型 (ケ) 携行型 (シ) 車載型 (ハ) ハンディ型	点呼	予備																															
1			ス・ケ・シ・ハ																																	
2			ス・ケ・シ・ハ																																	
3			ス・ケ・シ・ハ																																	
4			ス・ケ・シ・ハ																																	
5			ス・ケ・シ・ハ																																	
6			ス・ケ・シ・ハ																																	
7			ス・ケ・シ・ハ																																	
8			ス・ケ・シ・ハ																																	
9			ス・ケ・シ・ハ																																	
10			ス・ケ・シ・ハ																																	
11			ス・ケ・シ・ハ																																	
12			ス・ケ・シ・ハ																																	
13			ス・ケ・シ・ハ																																	
14			ス・ケ・シ・ハ																																	
15			ス・ケ・シ・ハ																																	
16			ス・ケ・シ・ハ																																	
17			ス・ケ・シ・ハ																																	
18			ス・ケ・シ・ハ																																	
19			ス・ケ・シ・ハ																																	
20			ス・ケ・シ・ハ																																	

* 点検(有効性保持)が行われていないと、最大 60日車の行政処分の可能性があります。